

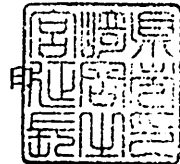
延 教 社 第 91-6 号

平成 24 年 10 月 23 日

財団法人 自治総合センター

理事長 二橋 正弘 殿

宮崎県 延岡市長 首藤 正治



## コミュニティ助成事業 助成申請書

<input type="radio"/>	一般コミュニティ助成事業
	コミュニティセンター助成事業
	青少年健全育成助成事業
	地域防災組織育成助成事業 (区分ア)
	地域防災組織育成助成事業 (区分イ)
	共生の地域づくり助成事業

別記のとおり標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

### 連絡責任者

所 属	延岡市教育委員会 社会教育課 社会教育係
職・氏名	主任主事 浜口 多美
電 話	0982-22-7032
F A X	0982-33-6874
電子メール	s-kyouiku@city.nobeoka.miyazaki.jp

1. 事業実施主体

都道府県名	宮崎県	市(区)町村名	延岡市
1. 組織の名称	青葉台公民館		
2. 事業所所在地 (電話番号)	〒882-0051 ( ) 宮崎県延岡市		
3. 代表者氏名			
4. 結成年月日	昭和59年8月		
5. 市(区)町村人口 及び 本件該当地域の人口	市(区)町村人口 129,302人(24年10月現在) 本件該当地域 355人(24年10月現在)		

2. 事業実施主体として認められることの説明

青葉台公民館は、自治組織であり、青葉台クラブ、福祉推進チーム、子ども会などを組織し、地域の親睦と健康づくりをはじめ、定期的な高齢者の一人暮らし訪問、また子ども会でレクリエーションを企画するなど地域の子どもの健全育成にも努めており、活発な公民館活動を行っている。

以上のようなことから本市におけるコミュニティ組織として認められる為、事業実施主体の資格を有する。

3. 助成申請額

事業費総額 (A)	一般財源等充当額 (B)	助成申請額 (A-B)						
2,541,000円	41,000円	2	5	0	0	0	0	0円

\*一般財源等充当額 (B) の財源内訳

①青葉台公民館負担	②	③	④
41,000円	円	円	円

4. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業の目的、助成を必要とする理由

<事業の目的>

公民館内に設置した拡声親機設備から、地区内2箇所に設置した拡声受信機設備に無線送信、高出力拡声器で地区全域に出力し、地区内の伝達事項や行事案内を行う。

<助成を必要とする理由>

青葉台地区は、市の北部、国道218号の北側に位置する住宅地で、129世帯・人口355人の地区です。地域活動や生活情報の伝達手段の中心を担うのが屋外放送設備ですが、当地区には設備が無い為、組

長を通じての電話連絡または直接訪問で行っており、緊急に情報を伝達する手段がありません。

高台に住宅がある為、水害の心配はありませんが、地盤が緩い為、6年前の台風時に急傾斜の崩落事故が発生し、公民館と民家3棟が全壊、2棟が半壊しました。その際、区の有志で手分けして連絡等に走りました。このような状況の時、放送施設等があれば逸早く区民全体に知らせる事ができます。通報の大切さを身をもって体験いたしました。

今回計画している無線放送設備の整備により、地域住民に対する災害時の緊急連絡や、コミュニティ活動の細やかな情報提供が可能となり、地区のコミュニティ活動が一層促進されるものと期待されますが、公民館単独での設置は財政的に非常に困難な状況ですので、設置に対する助成を是非ともお願いいたします。

(2) 事業計画の内容、事業収支の内訳

収入内容				金額 (円)	備考
コミュニティ助成金				2,500,000	
公民館資金				41,000	
事業収入合計				2,541,000	
番号	備品・設備名	数量	単価	金額 (円)	保管場所・設置場所
1	親機設備	一式	(別紙見積参照)	520,000	青葉台公民館内 (実施主体である青葉台区が所有している建物である為、妥当である)
2	屋外拡声受信機設備	一式	(別紙見積参照)	1,875,800	①富美山町 951 番 77 所有者 延岡市 ②富美山町 83 番 1284 所有者 延岡市 (いずれも市からの許可が下りているため妥当である)
3	諸経費	一式	(別紙見積参照)	200,000	
4	値引き			△175,800	
5	消費税			121,000	
事業支出合計 (事業費総額)				2,541,000	

(3) 事業効果

電話や口頭での情報伝達にはない迅速かつ正確な情報伝達が可能になり、公民館行事への参加者が増加する。また、災害発生時に緊急避難情報等の伝達が正確に行われることで、住民の被害を未然に防ぐことができる。

(4) 事業実施の開始予定及び終了予定

開始予定 平成25年10月 1日

終了予定 平成26年 2月15日

5. 宝くじの社会貢献広報の仕方

(1) 市(区)町村の広報誌への掲載

広報誌の名称	掲載時期	発行予定日
広報のべおか	平成 26 年 3 月号	平成 26 年 3 月 1 日

掲載は原則事業終了時と同時期としてください。

広報誌には「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施する」旨の表現は必ず記載のこと。

(2) 購入備品、設備、印刷物等への広報表示

番号	備品・設備名	表示場所	大きさ(縦×横)
1	親機設備	操作卓 前面	3.8cm × 5.0cm
2	屋外拡声受信機 1	音声増幅制御盤 前面	11.4cm × 15.0cm
3	屋外拡声受信機 2	音声増幅制御盤 前面	11.4cm × 15.0cm

6. 添付資料(「必要書類一覧表」を参照の上、不足資料のないようにして下さい)

	書類名	必要書類	添付書類	備考
1	申請書(別記様式第 1 号)	○	○	
2	事業実施主体規約	○	○	
3	事業実施主体の平成 24 年度事業計画及び予算書	○	○	
4	管理運営規程(案)	○	○	
5	金額積算根拠	○	○	
6	土地登記簿謄本	○	○	
7	公図	○	○	
8	土地が使用できる根拠書類	○	○	
9	建物が使用できる根拠書類	○	○	
10	建物工事に関する図面			
11	財源に関する資料			
12	議事録(総会資料等)			
13	その他			

# 青葉台 公民館規約

## 第1条 (名 称)

公民館の名称を富美山町青葉台自治公民館と称する。

## 第2条 (目 的)

公民館は会員の話し合いの場として各種研修、学習によって知識を高め地域社会を明るく、豊かな町づくり活動の中心として会員の相互理解を図ることを目的とする。

## 第3条 (構 成)

青葉台区に居住している、区加入世帯（以下会員という）で構成する。

## 第4条 (事 業)

公民館は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、会員の集会に関する事項
- 2、会員の社会福祉の推進、レクリエーション、文化活動の推進
- 3、各種学習、講習会、研修会、講座等に関する事項
- 4、新生活運動の推進
- 5、住民の慶弔使用に関する事項
- 6、その他、特に必要と認める事項

## 第5条-1 (役 員)

- 1、役員を次の通り定める。

公民館長	(兼、区 長)	1名
副公民館長	(兼、副区長)	1名
会 計	(兼、区会計)	1名
専門部長		若干名
監 事	(兼、区監事)	2名
総務部長	(兼、副館長)	1名
顧 問	(兼、区顧問)	1名

- 2、役員任期

区規約 第12条を準用する。

- 3 役員選出方法

- (1) 公民館長は、区長が兼務する。
- (2) 専門部長は、推薦委員会において推薦し総会の承認を経て選任する。
- (3) 他の役員は、運用規定 第10条第3項を準用する。ただし、副区長を副公民館長と読み替える。

(以下各条において同じ)

## 第5条-2 (推薦委員会)

推薦委員会の規定は運用規定 第10条第4項を準用する。

## 第6条 (役員任務)

役員任務は次の通り定める。

公民館長 公民館を代表し業務の遂行一切を統括するとともに役員会の議長を務める。

副公民館長 公民館長を補佐し公民館長に事故あるときは、公民館長を代行するとともに、書記及び総務部長を兼務する。

会 計 公民館の会計全般を掌握し管理する。

専門部長 各部門の年間行事の計画及び実施検討を行う。

監 事 区規約第11条第4項準用する。ただし、同条同項第2号の区長及び副区長を、それぞれ公民館長及び副公民館長と読み替える。

顧 問 運用規約第11条第6項を準用する。

#### 第7条 (総会)

区規約 第4章(総会)を準用する。

#### 第8条 (総会の議決事項)

次の事項は総会の議決を経なければならない。

- 1、公民館規約改正
- 2、会費の改正
- 3、公民館の使用及び使用料の改正

#### 第9条 (役員会)

区規約及び運用規定 第5章を準用する。ただし、区長を公民館長に読み替える。

#### 第10条 (会計)

会計の執行は次による。

- 1、収入は会費、補助金、寄付金、事業収益、公民館使用料その他による。
- 2、収支予算及び決算並びに会計年度は、区規約第33条、第34条、第35条を準用する。

#### 第11条 (部の設置)

公民館運営の効率化を図るため次の通り部長及び、各部員を若干名おくことができる。

- |     |  |
|-----|--|
| 総務部 | 1、公民館長の指示を受け諸事業、庶務等全般を掌握し各部の育成強化と公民館の維持管理<br>2、地区社協活動に関する協力指示伝達<br>3、交通安全(運転者部会)に関する事項 |
| 文化部 | 1、各種学級、講習会、後援会、展示会等に関する事項<br>2、その他必要と認める事項   |
| 体育部 | 1、体育、レクリエーションに関する事項<br>2、その他必要と認める事項   |

#### 第12条 (役員手当)

役員手当は次の通り定める。

- 1、専門部長 年 6,000円
- 2、他の役員は、運用規定第42条を準用する。

### 第13条 (公民館会費)

会費は1世帯あたり200円とする。とともに運用基準第41条のただし書きを準用する。

### 第14条 (公民館の管理)

#### 1、防火管理

防火管理は別に定める「青葉台公民館消防計画」によって行うものとする。

#### 2、清掃

毎月第1日曜日を清掃日と定め組毎に担当月を決める。

1組 (4月 10月)                      2組 (5月 11月)

3組 (6月 12月)                      4組 (7月 1月)

5組 (8月 2月)                        6組 (9月 3月)

#### 3、使用

- (1) 公民館を使用するときは事前に副公民館長の許可を得なければならない。  
ただし、毎月定例的に使用する予約をしているグループは、年度始めに年間使用計画を提出することにより省略できる。
- (2) 使用後の報告とチェック
  - ①公民館使用報告書に必要事項を記入し、その都度鍵と一緒に副公民館長に届ける。(返却)
  - ②チェックシートにより防火管理と盗難防止のチェックをする。
  - ③使用中に器物、備品等が破損又は汚損したときは、速やかに副公民館長に報告し指示を受ける。
- (3) 公民館使用の細部については、「青葉台区公民館使用規定」のよる。

### 第15条 (公民館の使用料)

公民館の使用料は次の通り定める。

#### 1、次の団体は、使用料を無料とする。

- ①社会福祉活動及び社会奉仕活動を目的とする集会。
- ②公民館長が特に認めたグループ及び団体。
- ③区外者と会員の合同使用のときは、内容によってこれを公民館長が決める。

#### 2、使用料の徴収

- |                                    |    |         |
|------------------------------------|----|---------|
| (1) 営利を目的とするもの                     | 1回 | 10,000円 |
| (2) 珠算、舞踊、等<br>(営利で定期的なもの)         | 月  | 3,000円  |
| (3) 区外者の諸行事                        | 1回 | 2,000円  |
| (4) 慶弔時の使用                         | 1回 | 2,000円  |
| (5) 受講料及び謝礼を有する者の使用                | 年  | 3,000円  |
| (6) 宿泊等は次の通りとする(ただし、会員の兄弟姉妹親戚にかぎる) |    |         |
| 5人以下                               | 1泊 | 1,000円  |
| 6人以上～10人以下                         | 1泊 | 2,000円  |

### 第13条 (公民館会費)

会費は1世帯あたり200円とする。とともに運用基準第41条のただし書きを準用する。

### 第14条 (公民館の管理)

#### 1、防火管理

防火管理は別に定める「青葉台公民館消防計画」によって行うものとする。

#### 2、清掃

毎月第1日曜日を清掃日と定め組毎に担当月を決める。

1組(4月 10月)                      2組(5月 11月)

3組(6月 12月)                      4組(7月 1月)

5組(8月 2月)                      6組(9月 3月)

#### 3、使用

- (1) 公民館を使用するときは事前に副公民館長の許可を得なければならない。  
ただし、毎月定例的に使用する予約をしているグループは、年度始めに年間使用計画を提出することにより省略できる。
- (2) 使用後の報告とチェック
  - ①公民館使用報告書に必要事項を記入し、その都度鍵と一緒に副公民館長に届ける。(返却)
  - ②チェックシートにより防火管理と盗難防止のチェックをする。
  - ③使用中に器物、備品等が破損又は汚損したときは、速やかに副公民館長に報告し指示を受ける。
- (3) 公民館使用の細部については、「青葉台区公民館使用規定」のよる。

### 第15条 (公民館の使用料)

公民館の使用料は次の通り定める。

#### 1、次の団体は、使用料を無料とする。

- ①社会福祉活動及び社会奉仕活動を目的とする集会。
- ②公民館長が特に認めたグループ及び団体。
- ③区外者と会員の合同使用のときは、内容によってこれを公民館長が決める。

#### 2、使用料の徴収

(1) 営利を目的とするもの	1回	10,000円
(2) 珠算、舞踊、等 (営利で定期的なもの)	月	3,000円
(3) 区外者の諸行事	1回	2,000円
(4) 慶弔時の使用	1回	2,000円
(5) 受講料及び謝礼を有する者の使用	年	3,000円
(6) 宿泊等は次の通りとする(ただし、会員の兄弟姉妹親戚にかぎる)		
5人以下	1泊	1,000円
6人以上～10人以下	1泊	2,000円



## 付 則

1. この規約は、法人化における「青葉台区規約」及び「運用規約」の制定の伴い、一部改正したものである。
2. この規約は、平成15年10月1日から施行する。
3. 青葉台 公民館規約の経歴

昭和59年	9月13日	制 定
昭和63年	4月21日	一部改正
平成 3年	5月 3日	〃
平成 4年	4月10日	〃
平成 6年	4月10日	〃
平成 9年	4月 1日	〃
平成11年	4月11日	〃
平成12年	4月 9日	〃
平成13年	4月 8日	〃
平成15年	10月 1日	区法人化に伴う一部改正
平成18年	1月22日	区活性化委員会答申に伴う一部改正
平成21年	12月 1日	公民館活動再開に伴う一部改正

# 平成24年度事業計画

月	事業計画	事業内容	関係機関関係行事
4月	24年度 総会 官庁関係他届け出 交通安全 自主防災組織	23年度事業報告、及び予算審議報告 24年度事業計画、及び予算審議 区役員変更、ゴミステーション委員登録等 のぼり旗設置・交通安全 PR * 飲酒運転撲滅キャンペーン(旭中附近) 組織編成(変更届出)訓練内容検討(4~5月)	金婚式を寿ぐ会 富美山地区社協役員会 岡富地区社会福祉協議会役員総会 " 区長総会、徐福さん振興総会 " 公民館長総会 全国交通安全週間
5月	区内役員巡回 クリーン作戦 防災学習 ニあおぼ	クーン作戦事前調査・危険個所調査 区内清掃、除草 防災組織編成と計画作成(消防署提出) 土木課訪問	富美山地区区長会総会 延岡市区長連合会総会 第14部消防団後援会総会 日本赤十字共同募金
6月	館報あおぼ発行 保険契約更改 世帯名簿調査 健康長寿推進	作成・各戸へ配布(文化部長) 自治活動賠償責任保険 全世帯及び金婚式世帯 健康学習会 子ども会サイクル活動	旭小中青少年健全育成連絡協議会総会 岡富地区館長会議 延岡市公民館長総会 延岡市新任区長研修会 延岡市新任公民館長研修会 延岡市クリーンステーション委員講習会 延岡市自主防災総会
7月	交通安全 子供会行事支援	交通安全 PR・のぼり旗設置	まつり延岡(まつり延岡寄付) 夏の交通安全総ぐるみ運動
8月	敬老祝賀会準備 行政検討	企画・準備・案内、参加者集約 社会福祉協議会高齢者名簿作成 市長市政報告	市政懇談会(岡富地区) 高齢者名簿届け出 富美山地区社協盆踊り
9月	敬老祝賀会 交通安全	対象者 公民館 * 人員状況により年齢の引上げ検討	岡富地区公民館対抗グラウンドゴルフ大会 岡富地区公民館長会議
10月	保険契約更改 文化祭計画	公民館災害保険契約 内容検討	赤い羽根共同募金 富美山交通部ニハレー大会
11月	文化祭 区内役員巡回 クリーン作戦 防災学習 役員選出	個人の作品展示等 クーン作戦事前調査・危険個所調査 区内清掃、除草 防災訓練・消化器購入等幹旋 役員選考委員会設置	富美山社協グラウンドゴルフ大会 生涯学習推進大会 富美山地区福祉秋祭り(ハザー) 歳末助け合い募金
2月	交通安全 新年会・歩こう会計画	交通安全 PR・のぼり旗設置 参加員数、内容検討	飲酒運転撲滅運動 防犯灯補助金申請 クリーンステーション維持管理補助金申請 金婚式を寿ぐ会参加者申し込み
1月	新年会・歩こう会		

2月	組懇談会	区報告・意見要望集約 子ども会リサイクル活動	みどりの募金
3月	まとめ	会計監査 総会準備	

### 組定例活動

公民館掃除	組輪番制	原則第一日曜日
	1組	4月 10月
	2組	5月 11月
	3組	6月 12月
	4組	7月 1月
	5組	8月 2月
	6組	9月 3月

### 関係組織活動

<b>青葉台クラブ</b> 『健康長寿の仲間づくり』 ・運動 ・ふれあい・支え合い	1.今年も地区の皆さんに声かけします。 2.青葉台区行事に協力します。 *今年度も活動にご協力お願いします。
<b>福祉推進チーム</b> *高齢者の見守り(一人暮らし、高齢者声掛け訪問) *いきいきサロン開催(第一金曜日) *青葉台クラブ協賛による旅行・他 *子ども会との交流(夏休み) *各種講演会参加	
<b>子ども会</b> *リサイクル活動 *レクリエーション企画	

### 24年度課題

健康長寿推進

自主防災組織編成、防災学習、訓練等の検討

クンステーション 違反ゴミの撲滅

### 24年度 ゴミステーション委員

1組	
2組	
3組	
4組	
5組	
6組	
区長	
副区長	
監事	

\*ゴミ・資源物排出は、ゴミカレンダーを確認してください。

曜日・時間の確認。

\*アルミ缶・スチール缶のご協力をお願いします。

公民館西側の置場は曜日に関係なく搬入できます。

# 平成24年度収支予算書

## 1、収入の部

No	費目	23年度決算	24年度予算	増減	摘 要	
1	繰越金	965,539	1,023,876	58,337		
2	区費・公民館費	697,200	709,200	12,000	1) 区費対象世帯数=119世帯 公民館免除世帯数=2世帯 2) 区費・公民館費内訳 区費:300円/月・世帯:119 館費:200円/月・世帯:117	428,400 280,800
3	消防団後援会費	56,280	57,120	840	40円×12ヶ月×119世帯	57,120
4	補助金	154,200	145,600	-8,600	*クリーンステーション維持管理助成金 *健康長寿推進助成金 *老人福祉補助金(98名) *公民館運営補助金 *防犯灯管理費補助金	56,000 17,700 9,800 22,500 39,600
5	区未加入負担金	7,200	7,200	0	1,200×6	7,200
6	雑収入	104,101	92,300	-11,801	*アルミ缶収益金 *貯金利息 *クリーン作戦不役料	74,000 300 18,000
	収入合計額	1,984,520	2,035,296	50,776		

## 2、(1) 支出の部

No	費目	23年度決算	24年度予算	増減	摘 要	
1	役員手当	166,000	166,000	0	*区長 *副区長 *会計 *顧問1・監事2・専門部2・組長6	50,000 20,000 30,000 66,000
2	事業活動費	147,413	153,000	-5,587	*区・館報あおば発行 *敬老祝賀会 *区行事(クリーン作戦) *区外行事活動 *新年会・歩こう会 *クリーンステーション管理 *文化祭	32,000 80,000 5,000 3,000 5,000 18,000 10,000
3	会合費	10,954	9,000	1,954	*組別懇談会	9,000

## 2、(2) 支出の部

No	費目	23年度決算	24年度予算	増減	摘要	
4	事務印刷費	40,076	34,000	6,076	*コピー費(トナー・インク代) *事務用品	30,000 4,000
5	弔慰見舞金	44,000	44,000	0	*慶弔金 *見舞金	20,000 24,000
6	水道光熱費	187,190	204,000	-16,810	*公民館電気料金 *公民館水道料金 *公民館下水道料金 *公民館ガス料金 *防犯灯電気料金	35,000 15,000 12,000 12,000 130,000
7	負担金	76,950	76,950	0	*縣市公民館連絡協議会 *岡富地区公民館協議会 *岡富地区区長会連合会 *富美山地区区長会 *消防団後援会会費 *旭小中青少年健全育成会 *盆踊り	5,300 3,000 1,170 3,340 57,120 5,850 1,170
8	寄付金	60,000	60,000	0	*日本赤十字・共同募金 *社会福祉協議会・共同募金 *赤い羽根・共同募金 *まつり延岡・共同募金 *歳末助け合い・共同募金 *みどりの募金	10,000 10,000 10,000 10,000 10,000 10,000
9	助成金	60,000	60,000	0	*青葉台クラブ *子ども会	30,000 30,000
10	区・館長活動費	0	10,000	-10,000		
11	保険料	72,080	72,080	0	*自治活動賠償保険 *店舗総合保険(火災)	18,760 53,320
12	施設費・備品費	23,285	30,000	-6,715	*カラオケテレビ	30,000
13	修繕費	42,985	45,000	-2,015	*掲示板修繕費・他	45,000
14	雑費	28,091	22,800	5,291	*資源回収費 *アルミ缶運搬・草刈り油代 *公民館用(茶、トイレ用品、他)	12,800 5,000 5,000
15	払戻金	1,620	2,000	-380	*公民館・区費過払い分	
	支出累計額	960,644	988,830	—		
16	予備費	201,264	123,854	77,410		
17	公民館積立金	222,612	322,612	-100,000		
18	*特別保留費	600,000	600,000	0		
	支出合計額	1,984,520	2,035,296	-50,776		

\*特別保留費：青葉台区規約の運用に伴う、施行細則第2条

青葉台区の保有資金は、緊急出費等に充当するための資金として60万円程度の次年度繰越金を確保することとする。

# 青葉台公民館コミュニティ助成備品管理運営規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、平成25年度コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）により整備した備品（以下「コミュニティ助成備品」という。）を適正かつ効率的に使用し、コミュニティの健全な発展を図ることを目的とする。

## （備品の内容）

第2条 コミュニティ助成備品の内容は、別紙「平成25年度コミュニティ助成事業備品台帳」のとおりとする。

## （備品の管理）

第3条 青葉台公民館長（以下「館長」という。）は、前条のコミュニティ助成備品の管理について、適正かつ効率的な使用ができるように管理しなければならない。

## （備品の保管場所）

第4条 コミュニティ助成備品の本体は公民館に保管し、スピーカ等の施設については、青葉台区内に設置する。

## （備品の使用者）

第5条 コミュニティ助成備品を使用できる者は、青葉台区住民とする。

2 館長がコミュニティ活動の推進のために特に必要と認めた場合は、前項の規定する以外の者に使用させることができる。

## （使用の申し込み）

第6条 コミュニティ助成備品を使用しようとする者は、館長に申し込むものとする。

## （使用の許可）

第7条 館長は前条の規定による申し込みがあり、使用させることが適当と認められる場合は、使用を許可するものとする。

## （遵守事項）

第8条 使用するにあたっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）許可された目的以外に使用しないこと。
- （2）備品等を損傷し、又は滅失する恐れがあると認められる行為はしないこと。
- （3）他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （4）その他、館長の指示に従うこと。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失によってコミュニティ助成備品を損失した者は、その傷害を賠償しなければならない。ただし、館長が情状によりやむを得ないと認めた場合は、賠償の責任を軽減、又は免除することができる。

(使用の許可の取消)

第10条 館長は第8条の規定に反する行為があった場合、又は公益上必要があると認められる場合は、その使用を取り消し、又は中止することができる。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から適用する。

青葉台公民館 平成25年度コミュニティ助成事業備品台帳 (案)

項 目	仕 様	数 量
青葉台公民館屋外放送設備		
1) 親機設備		
操作卓	WAOP24TL	1
無線装置	WALT24B	1
2) 屋外拡声受信機設備		
受信用アンテナ		2
音声増幅制御盤	受信装置内蔵型	2
コンクリート柱	12m	1
コンクリート柱	14m	1
屋外用スピーカ	レフレックス	6

御 見 積 書

平成 24 年 5 月 28 日

延岡市 青葉台公民館 殿

芝浦電子工業株式会社

拝啓 平成 年 月 日照会第 号  
 に対し下記の通りお見積もり申し上げますので何卒御用命下  
 されたくお願い申し上げます。 敬具

宮崎営業所 所長 北 園 満  
 〒880-0056 宮崎市神宮東2丁目10-33  
 TEL0985-25-2029 FAX0985-25-2067

金 額(運賃、荷造費含入)	¥2,541,000	一 (消費税含入)
受渡場所 延岡市 青葉台公民館 一円	受渡期日	別途御打合せ致します
仕向地 同 上	見積有効期限	平成24年度内
御支払条件 別途御打合せ致します	そ の 他	

項目	品 目	数 量	単 価	金 額
	(件名)ワイヤレス放送システム(屋外拡声方式)			
	[ 親機 【 1 】・拡声受信機【 2 】]			
1	親機設備	1 式		520,000
2	屋外拡声受信機設備	1 式		1,875,800
3	諸 経 費	1 式		200,000
4	値 引 き	1 式		175,800
				/
	小 計			2,420,000
	消 費 税			121,000
	合 計			2,541,000
	※ 詳細は次葉内訳を御参照下さい。			

本件に関し御用命の節は、右記担当者名並びに上記番号を  
 お申し付け下さい。

承認	調査	担当



項目	品 目	数 量	単 価	金 額
1	[親機設備] (公民館に設置)			
	操 作 卓	1 台	180,000	180,000
	無線装置	1 台	210,000	210,000
	取付金具・他材料	1 式	60,000	60,000
	設置工事費	1 式	40,000	40,000
	試験調整費	1 式	30,000	30,000
	計			520,000
2	[屋外拡声受信機設備]			
2-1	屋外拡声受信機1(防災倉庫付近に設置)			
	アンテナ	1 本	8,000	8,000
	屋外用スピーカ(レфлекス)	3 本	35,800	107,400
	音声増幅制御盤 120W (受信装置内蔵型)	1 面	480,000	480,000
	コンクリート柱 14M	1 本	95,000	95,000
	コンクリート柱 建柱費	1 式	60,000	60,000
	取付金具・他材料	1 式	70,000	70,000
	設置工事費	1 式	60,000	60,000
	試験調整費	1 式	70,000	70,000
	小 計			950,400
2-2	屋外拡声受信機2(西部地区に設置)			
	アンテナ	1 本	8,000	8,000
	屋外用スピーカ(レфлекス)	3 本	35,800	107,400
	音声増幅制御盤 120W (受信装置内蔵型)	1 面	480,000	480,000
	コンクリート柱 12M	1 本	70,000	70,000
	コンクリート柱 建柱費	1 式	60,000	60,000
	取付金具・他材料	1 式	70,000	70,000
	設置工事費	1 式	60,000	60,000
	試験調整費	1 式	70,000	70,000
	小 計			925,400
	計			1,875,800
3	諸 経 費	1 式		200,000
	合 計			2,595,800

金額	単	量	目	品	目
				(新築) (公) [新築]	1
000.081	000.081	台	1	車	
000.015	000.015	台	1	機	
000.00	000.00	左	1	機	
000.04	000.04	左	1	機	
000.00	000.00	左	1	機	
000.00				機	
				[新築] (新築)	2
				(新築) (新築) (新築)	1-2
000.8	000.8	本	1	機	
004.701	008.20	本	3	(新築) (新築) (新築)	
000.00	000.00	面	1	(新築) (新築) (新築)	
000.00	000.00	本	1	MST 機	
000.00	000.00	左	1	機	
000.07	000.07	左	1	機	
000.00	000.00	左	1	機	
000.07	000.07	左	1	機	
000.00				機	
				(新築) (新築) (新築)	2-2
000.8	000.8	本	1	機	
004.701	008.20	本	3	(新築) (新築) (新築)	
000.00	000.00	面	1	(新築) (新築) (新築)	
000.07	000.07	本	1	MST 機	
000.00	000.00	左	1	機	
000.07	000.07	左	1	機	
000.00	000.00	左	1	機	
000.07	000.07	左	1	機	
000.00				機	
008.20				機	
008.20				機	
000.00		左	1	機	3
008.20				機	

延岡市 青葉台公民館 殿

## 屋外放送設備

## 仕 様 書

芝浦電子工業株式会社

〒890-0061 宮崎市神宮東2丁目10-33

TEL (0985) 25-2029 FAX 25-2067

青島市 青島台公司 題

墨代姑差信受

土 耕 書

芝蘭墨工業林左會

1830-0091 宮御市耕宮 83-01-88

TEL (0982) 52-5059 FAX 52-5091

# 1. システム構成

## 1-1 親機設備(公民館に設置)

名 称	型 式	数 量	仕 様
操作卓	WAOP24TL	1 台	屋内設置
無線装置	WALT24B	1 台	屋外設置 全天候型

## 1-2 屋外拡声受信機設備1(防災倉庫付近に設置)

名 称	型 式	数 量	仕 様
アンテナ	—	1 本	屋外設置
音声増幅制御盤	WAAC24D-1	1 面	屋外設置 120W
屋外用スピーカ	H-510A	3 本	屋外設置 1/2ルック
コンクリート柱	CP14-19-3.5	1 本	14m

## 1-3 屋外拡声受信機設備2(西部地区に設置)

名 称	型 式	数 量	仕 様
アンテナ	—	1 本	屋外設置
音声増幅制御盤	WAAC24D-1	1 面	屋外設置 120W
屋外用スピーカ	H-510A	3 本	屋外設置 1/2ルック
コンクリート柱	CP12-19-3.5	1 本	12m

1. 仕様書

1-1 株式会社（前記）

品名	仕様	数量	単位	備考
無線機	室内機	1	台	WAOP24TL
無線機	室外機	1	台	WAL24B

1-2 株式会社（前記）

品名	仕様	数量	単位	備考
無線機	無線機	1	本	—
無線機	無線機	1	面	WAAC24D-1
無線機	無線機	3	本	H-210A
無線機	無線機	1	本	OP14-10-3.2

1-3 株式会社（前記）

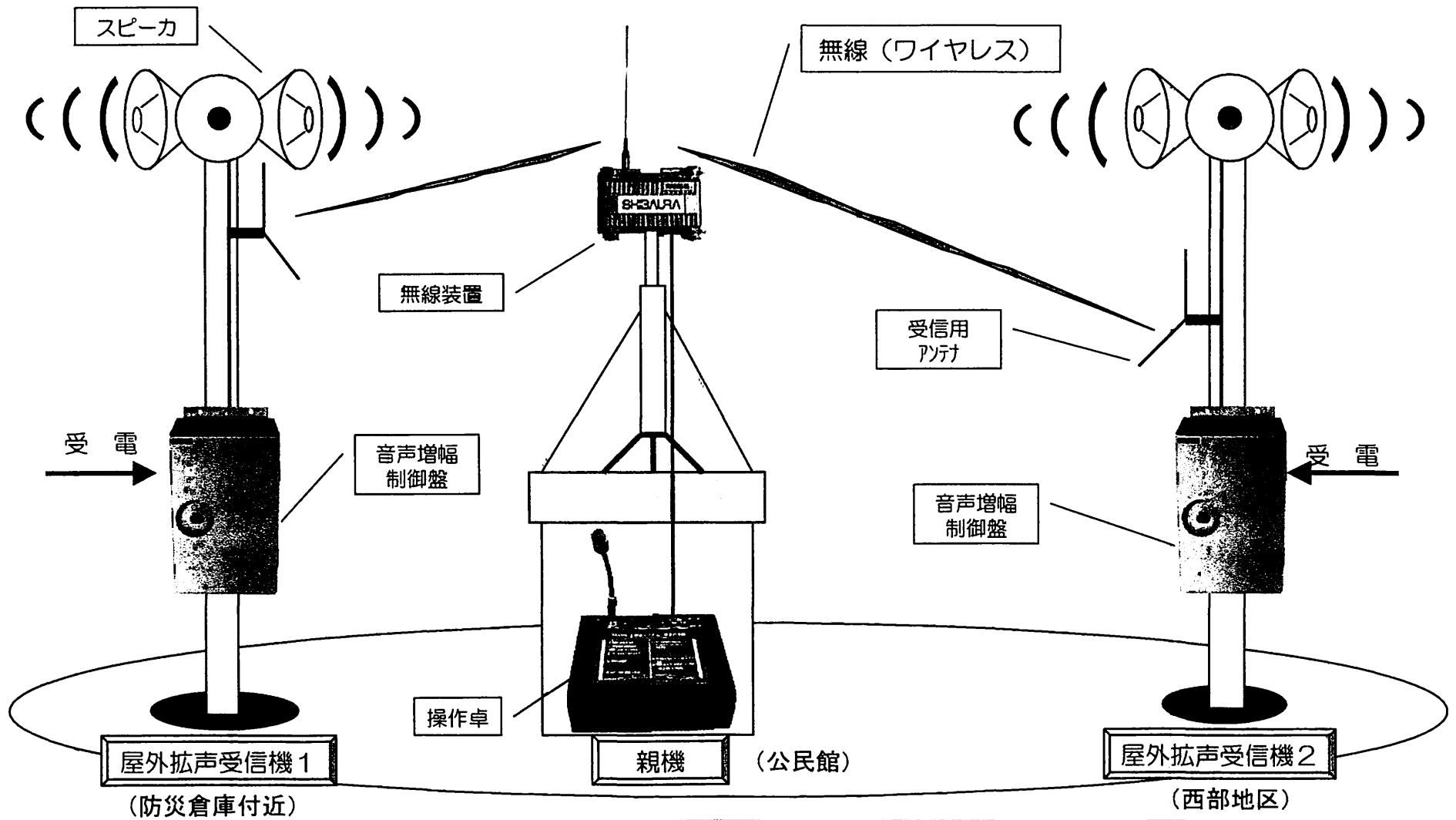
品名	仕様	数量	単位	備考
無線機	無線機	1	本	—
無線機	無線機	1	面	WAAC24D-1
無線機	無線機	3	本	H-210A
無線機	無線機	1	本	OP12-10-3.2

## 2. システム系統図

# ワイヤレス放送システム系統図

(延岡市 青葉台公民館)

[親機 1台 ・ 屋外拡声受信機 2台]

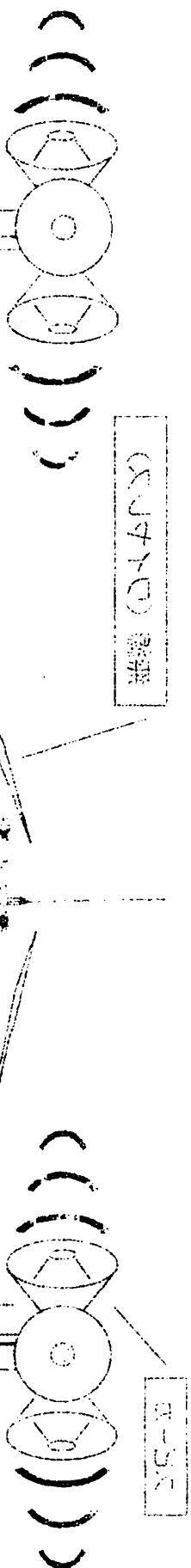




# 圖樣系△E X E 裝箱天 J 4 7 0

(裝箱台葉青 市國坂)

[台 S 裝箱葉青裝箱圖 · 台 1 裝箱]

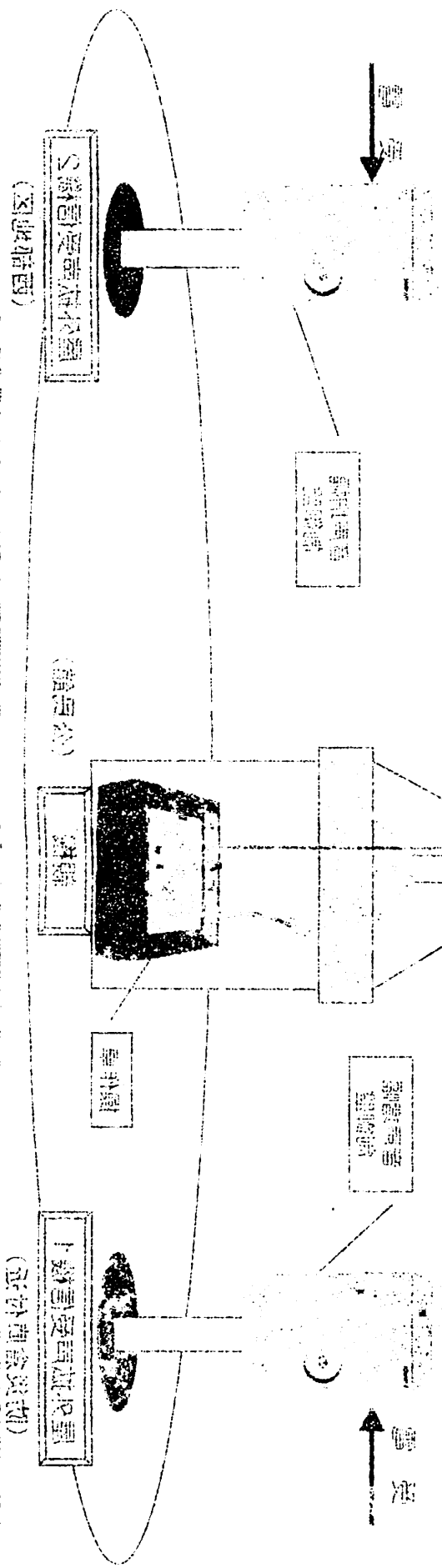


裝箱葉青

裝箱葉青

裝箱葉青

裝箱葉青



S 裝箱葉青裝箱圖

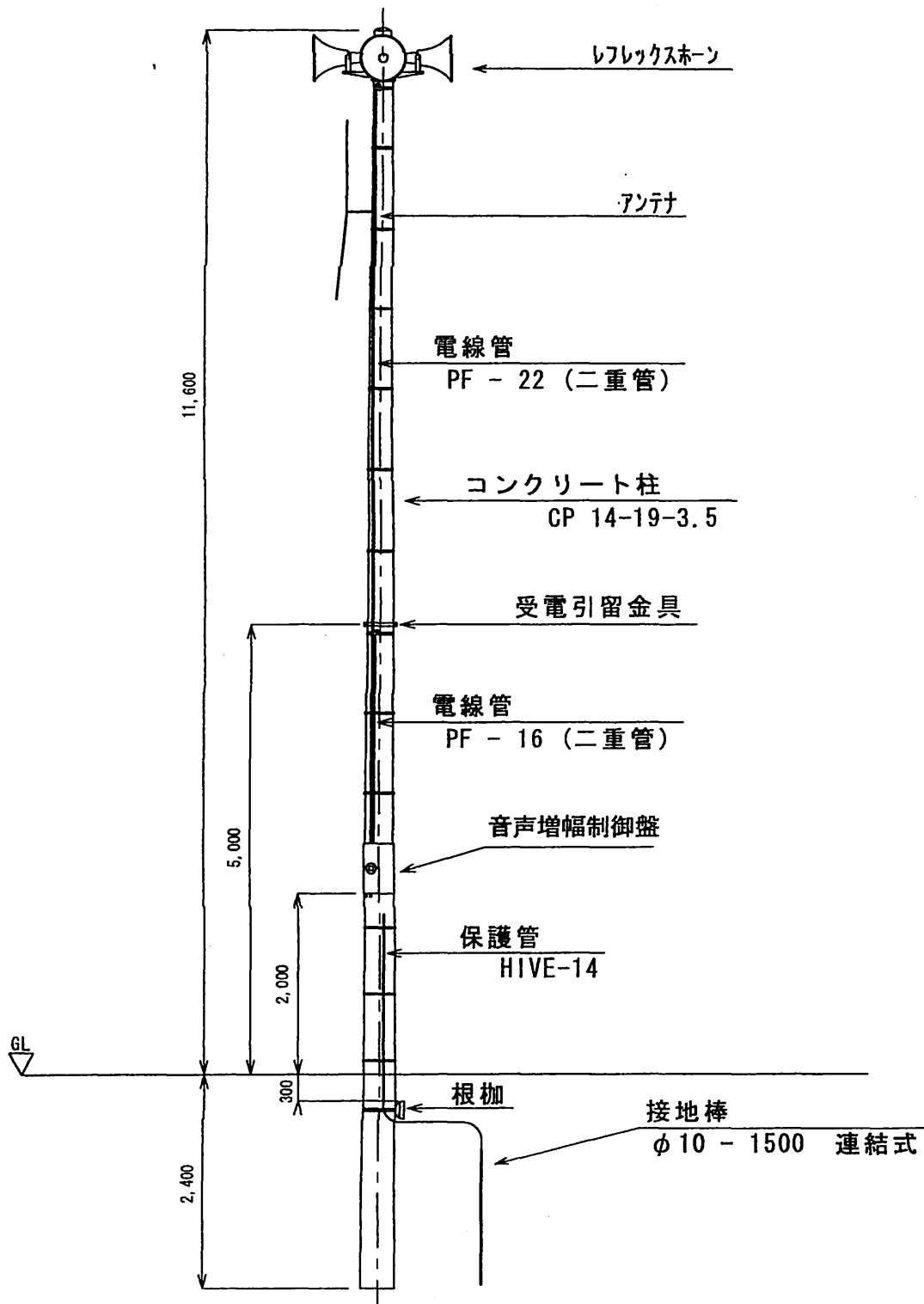
(裝箱台)


裝箱

裝箱

上裝箱葉青裝箱圖

(裝箱台葉青)



 芝浦電子工業株式会社	
設計	名称 屋外拡声受信機1
検図	図番
承認	

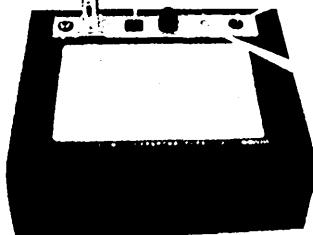
## 無線装置

アルミダイキャスト



- 筐体は頑丈なアルミダイキャスト製
- 防水防塵仕様で耐候性、耐久性に優れています
- ケーブル接続は簡単なスクリーンレス端子台
- システムにより下記の無線が利用できます  
地域コミュニティ無線  
デジタル/アナログ簡易無線  
特定小電力無線

## 操作卓

(モニタ)  
放送指定先や  
動作状態を  
を表示操作は  
ワンタッチ  
チャイムも  
自動送付誤操作防止  
キースイッチ

- 放送開始/終了の操作はワンタッチ レバーが明るく発光
- 放送前に上りチャイム、終了時に下りチャイムを自動で送出  
どなたでも簡単に放送できます
- 一般放送に加え、全世帯に必ず聞こえる統制放送機能を装備  
(屋内受信機の音量が最大になり、電源も自動で入ります)
- 目的別に放送先を指定できます 選択放送機能 オプション
- 録音機能は再放送に便利 オプション
- 内蔵バッテリーで停電でも安心
- オプションで外部起動入出力が可能  
防災行政無線の戸別受信機と接続して行政情報を自動放送する  
こと等ができます

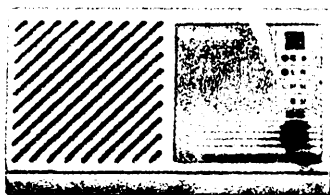
## 音声増幅制御盤



ステンレス製の筐体

- 親機からの放送を受信し屋外スピーカより拡声放送可能
- 筐体は遮熱盤を施したステンレス材を使用
- 蓄電池(メンテナンスフリー)を内蔵し、停電にも対応
- グループ分けによりグループ指定放送が可能
- 専用受信機を内蔵
- 音声出力は余裕の120W(オプションで240W)
- オプションで太陽電池パネルへの接続が可能

## 屋内受信機

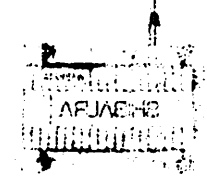
受信感度をランプで  
簡単表示

- システムにより各種の無線を受信可能
- 受信感度を3段階のランプで表示する誰でも簡単設置機能
- 親機の統制機能により受信機の電源を自動的にON  
更に音量が大きくなり緊急時に威力を発揮
- システムにより複数のグループ分けも可能
- 音量は500mWの大音量
- 停電自動切替で瞬時に乾電池で動作
- 表示が見易く操作が簡単な前面配列
- オプションで録音機能付に対応可能

## 第1章 基礎知識

- 変換ソフトのインストールと起動
- 基本操作の練習と応用
- 辞書のインストールと検索
- 辞書の更新と管理

15分程度



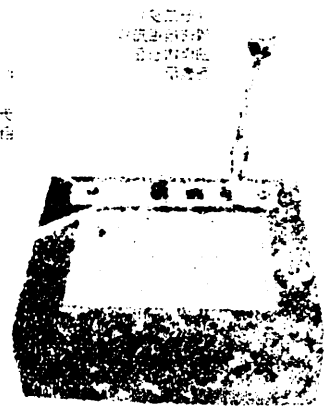
## 第2章 辞書機能

- 辞書のインストールと起動
- 辞書の検索と表示
- 辞書の更新と管理
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能

15分程度

15分程度

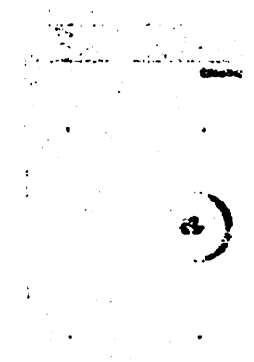
15分程度



## 第3章 辞書機能

- 辞書のインストールと起動
- 辞書の検索と表示
- 辞書の更新と管理
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能

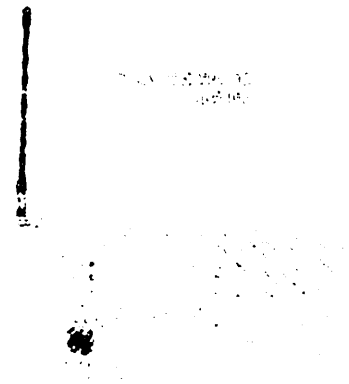
15分程度



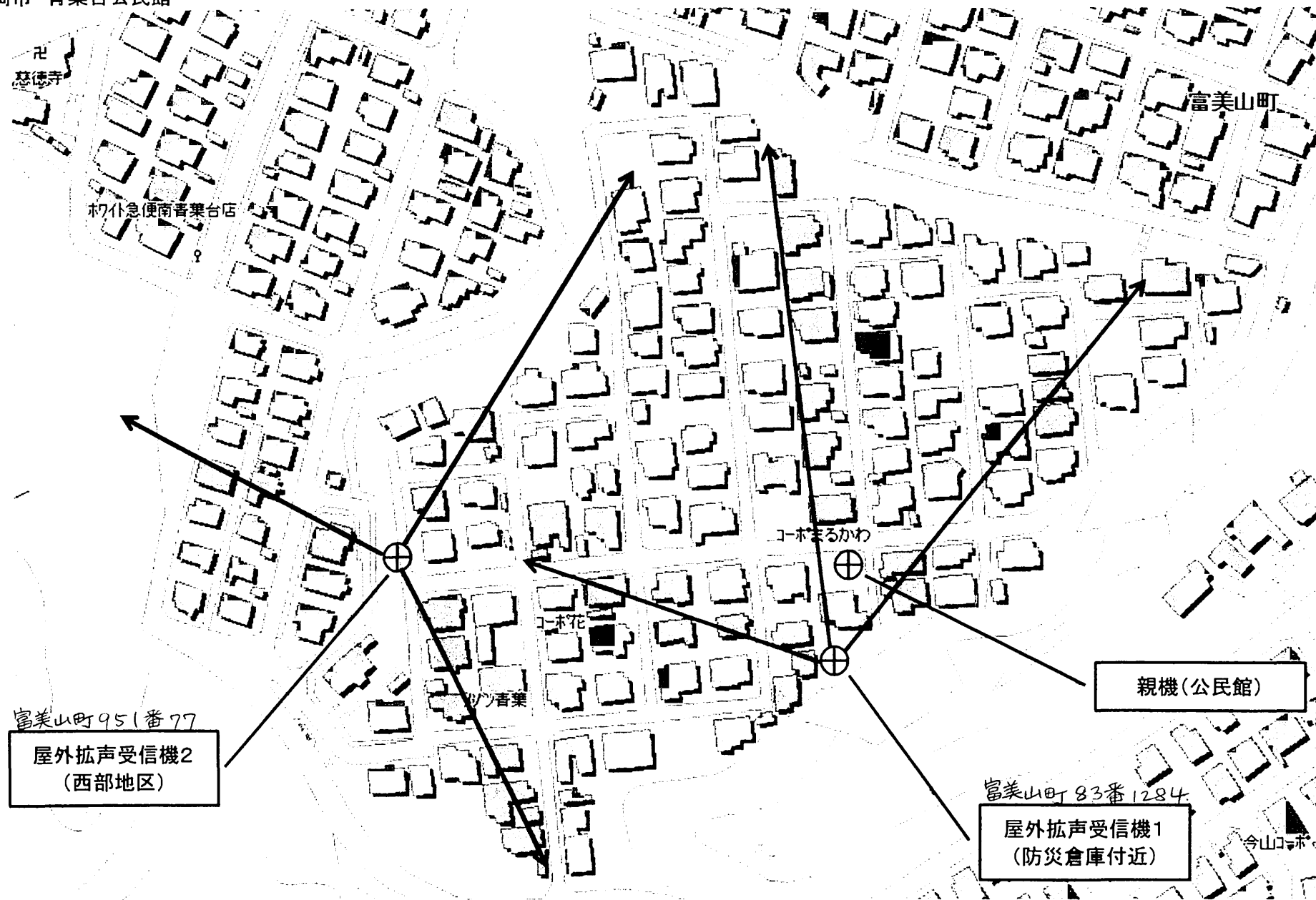
## 第4章 辞書機能

- 辞書のインストールと起動
- 辞書の検索と表示
- 辞書の更新と管理
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能
- 辞書の辞書機能

15分程度



延岡市 青葉台公民館

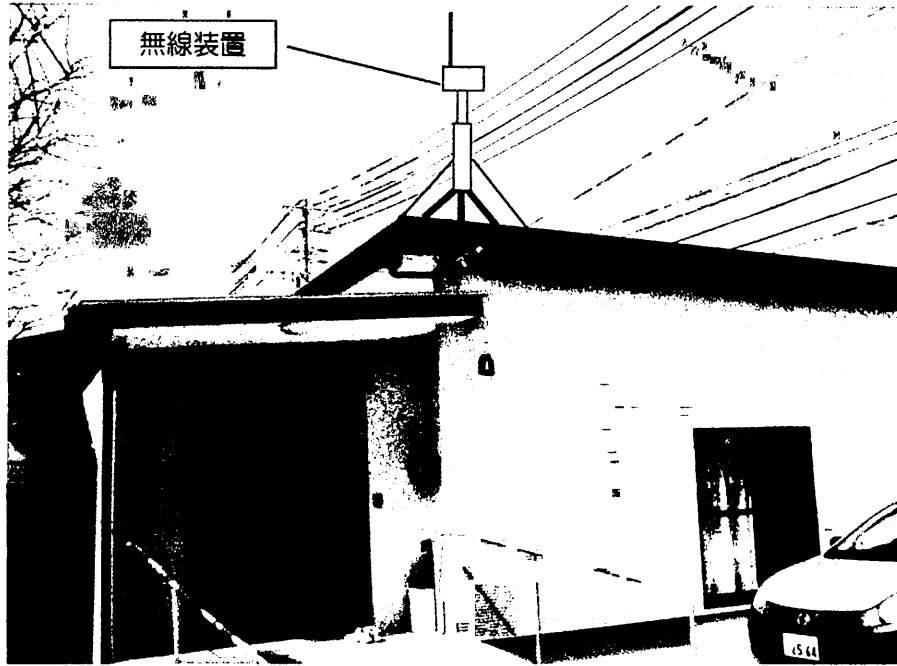


富美山町95(番77)  
屋外拡声受信機2  
(西部地区)

親機(公民館)

富美山町83番1284  
屋外拡声受信機1  
(防災倉庫付近)

1. 親機(公民館)

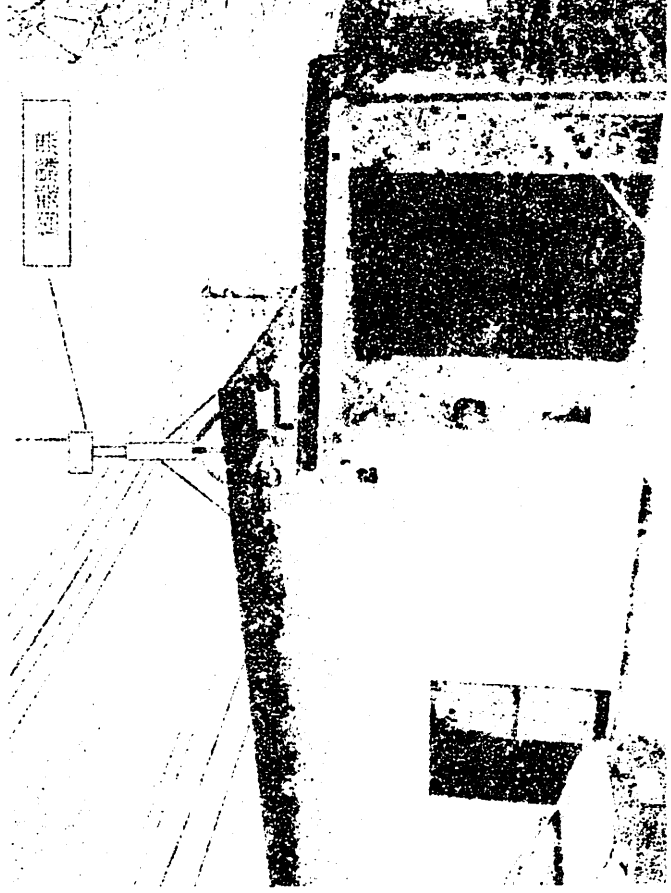


2. 屋外拡声受信機1

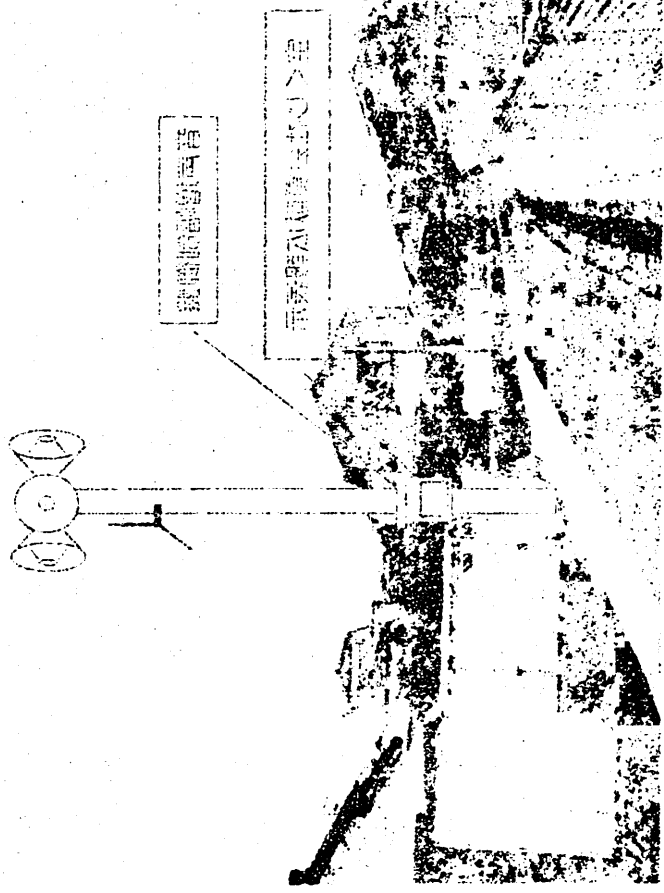


3. 屋外拡声受信機2

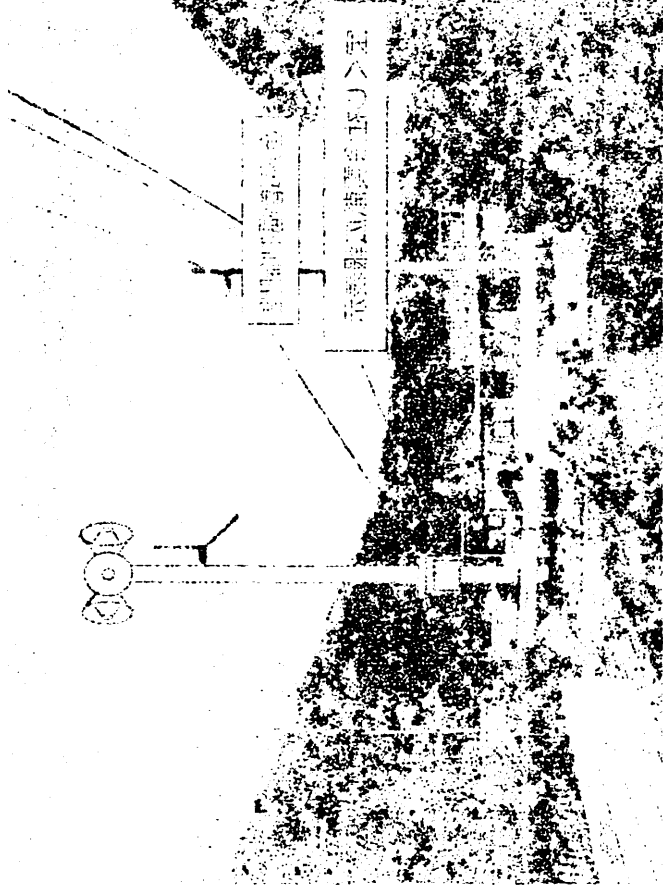




監理公司編號: 丁



監理公司編號: 丁



# 道路占用許可書

平成 年 月 日

新規 更新 変更

申請者 住所 延岡市富美山町

氏名 青葉台長 印

TEL ( )

現場責任者

TEL ( )

路線名 青葉台7号線、青葉台外廻線

路線番号 3630 3300

占用の目的 放送設備 (スピーカー柱建設)

占用の場所 場所 延岡市富美山町 丁目 951~77 番地先 及び 83-1284

掘削場所 1. 車道 2. 歩道 ③. その他

占用物件	名称	規模	数量	掘削	掘削部分	. m
				面積	影響部分	
スピーカー柱建設	別紙の通り	2本		区画線延長		. m

占用の期間 平成 年 月 日から 間 時 占用物件の構造 別紙のとおり

工事の期間 平成 年 月 日から 間 時 工事实施の方法

道路の復旧方法 原形復旧 添付書類 ① 位置図 ② 平面図 ③ 断面図 4. その他

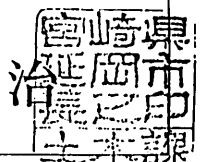
占用料金 0円 算定式 占用料徴収条例第3条4号より占用料減免。

路面復旧費	道路種別	1. 密1	2. 密2	3. 簡アス	4. 防塵	5. 歩道	6. その他
	E + F	(掘削部分) ... A	円	(影響部分) ... B	円		
	納付書番号	(区画線) ... C	m	(カッター長) ... D	m		
		計 ... E = A + B + C + D	円	消費税 ... F = E × 5/100	円		

許可条件 条件 1. 下記及び裏面のとおりとする。 2. 道路法及びその他関係法令に基づき施工のこと。 1. 原因者復旧 2. 仮復旧

平成 24 年 10 月 1 日申請にかかる道路占用については 上記のとおり道路占用を許可する。

延岡市長 首藤正



※申請者は、太枠の中のみ記入して下さい。



青葉台公民館は、実施主体である青葉台公民館が所有しており、建物内に  
操作卓等、屋外放送設備に関する機材を設置することに支障はありません。